

## ターミナルケアマネジメント加算に関する届出書（居宅介護支援事業所）

1 事業所名		
2 異動区分	1 新規 2 終了	
3 届出項目	ターミナルケアマネジメント加算	
4 要件	<p>1 算定対象となる利用者は末期の悪性腫瘍の患者であり、かつ、在宅で死亡した者である。</p> <p>※ 在宅で死亡した利用者の死亡月に加算する。利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定する。</p> <p>※ ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、24時間以内に死亡が確認される場合等については、算定可</p> <p>※ 1人の利用者に対して、1か所の事業所に限り算定可。なお、算定要件を満たす事業所が複数ある場合、当該利用者が死亡日又はそれに最も近い日に利用した指定居宅サービスを位置づけた居宅サービス計画を作成した事業所が算定。</p> <p>2 ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。</p> <p>3 ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者が同意した時点以降は、次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録している。</p> <p>① 終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録</p> <p>② 利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整についての記録</p> <p>4 利用者又は家族の同意を得て、利用者の死亡日前14日以内から死亡日までの間に2日以上利用者の居宅を訪問して、利用者の心身の状況等を記録している。</p> <p>5 4で記録した心身の状況等に関する情報について、利用者の主治の医師及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者に提供している。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

※加算の要件については、介護報酬告示及び解釈通知を確認してください。